

2 豊 ス 号 外
令和 2 年 5 月 1 8 日

豊橋市立小中学校長 様
豊橋市立くすのき特別支援学校長 様

豊橋市長 佐原 光一
豊橋市教育委員会

国の緊急事態宣言対象区域の解除に伴う
学校体育施設開放事業の一部再開について（依頼）

日頃より本市スポーツ振興に格別のご配意をいただき厚くお礼申し上げます。

令和 2 年 5 月 1 4 日、国は愛知県を「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の対象区域から解除すると発表し、愛知県におきましては、県の緊急事態宣言を緩和した上で、引き続き、休業要請等の取組を継続しております。

これを受け、現在令和 2 年 5 月 3 1 日（日）まで中止させていただいております学校体育施設開放事業のうち、屋外施設である校庭のみ令和 2 年 5 月 2 5 日（月）から再開をすることといたしました。屋内施設である体育館及び武道場は引き続き、中止とさせていただきます。

なお、既に令和 2 年 5 月 2 5 日（月）から同年 5 月 3 1 日（日）の間に利用申請が出されていたものは有効とし、当該団体の利用を優先とします。キャンセルの場合には利用団体から貴校へ連絡をしていただくこととしますので、利用者より問い合わせやキャンセル連絡があった場合は、対応のほどよろしく願いいたします。

今後の国や県の方針によっては対応を変更する場合もございますので、あらかじめご承知おきください。

担 当 豊橋市文化・スポーツ部
「スポーツのまち」づくり課
電 話 0 5 3 2 - 5 1 - 2 8 6 5
F A X 0 5 3 2 - 5 6 - 3 0 0 5

担 当 豊橋市教育部 学校教育課
電 話 0 5 3 2 - 5 1 - 2 8 2 6
F A X 0 5 3 2 - 5 6 - 5 1 0 4